

# 事務所通信

## Progress ~ 進歩 ~

### 一期一会



令和3年1月号(広告)

2021年1月1日発行  
 三宅税理士法人  
 代表社員 三宅孝治  
 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
 倉敷市中島 2370 番地 14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第164号  
 発行担当者 山本武史

### 謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、新年を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、日本国内はもとより世界中に影響を及ぼした、新型コロナウイルス感染症拡大により、経済は大きな打撃を受けました。皆様の企業でも、日々、新型コロナに立ち向かい大変な思いで経営に取り組まれた事と推察致します。心より敬意を表します。新型コロナウイルス感染症拡大により、人々の考え方が変わり、生活様式が大きく変化しました。最近は何かと「コロナ禍(か)」と表現されますが、「禍」の付いた諺として、「禍(わざわい)を転じて福となす」という言葉があります。窮地に追い込まれるような大きな出来事により、普段気付かない事に気が付き、そこから素晴らしいアイデアが生まれ、そして改革などに繋がり、更には、組織内で強固な団結力が生まれる事もあります。また、「好況よし、不況さらによし」という言葉もあります。私たちは、新型コロナウイルスをマイナスだけに捉えるのではなく、果敢にチャレンジ致します。

新型コロナウイルス感染症拡大は、しばらく収束しないのではないとも言われています。感染予防に細心の注意を払い、これからは、如何に、この新型コロナと向き合い、業務を行うかが重要になります。ピンチはチャンスです。千載一遇のチャンスとも言えます。皆様、健康には十分に気を付けられ、この難局を共に乗り越えて行きましょう。

三宅税理士法人は、新型コロナに負けることなく、今年もお客様のお役に立てるように全力でサポートをさせていただきますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。

本年が皆様方にとって、より良い年になりますことを、心よりお祈り申し上げます。

三宅税理士法人 代表社員 税理士 三宅孝治



### Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」  
 今月の開催日は1月21日(木)です  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。  
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
1月21日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月15日(金)
2月以降の開催日は未定となっております。		

当社は赤い羽根共同募金寄附付き

支援プロジェクトに賛同しています。



### 1月のスケジュール

6	水	* 三宅税理士法人仕事始め
12	火	* 12月分源泉所得税・住民税の納付期限
20	水	* 納期特例の源泉所得税納付期限
21	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
31	日	* 11月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 5月決算法人の中間申告期限及び納付期限 * 倉敷市・岡山市普通徴収市県民税4期納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の8・2月決算法人) * 法定調書合計表の提出期限 * 給与支払報告書の提出期限 * 償却資産税申告書の提出期限

ご注意  
 1月31日が日曜日の為、上記31日の申告期限及び納付期限は2月1日(月)となります。

昨年12月15日に発表された「今年(2020年)の漢字」は「密」でした。たしかにこの漢字を目にしなかった日は少なかったでしょうから納得の結果です。しかし、同時期に小学生を対象とした同アンケート結果によると、小学生たちのトップ3は「笑」「幸」「新」という漢字だったそうです。「笑」の理由は「コロナでも笑顔でがんばれた」「家族や友達といっぱい笑った」。「幸」の理由は「学校に行ける幸せを感じた」「家族と過ごす時間が幸せ」。「新」の理由は「コロナで新しい生活に」「新しい世界や楽しみを味わった」など。どうしてもマイナスのイメージが強いコロナ禍ですが、これを前向きに考えていける子どもたちの感性というものは素晴らしいものですね。私も、これからも当面続いていくであろうコロナ禍に対して、前向きに捉えていけるようになりたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。 鳥越 俊佑

明けましておめでとうございます。地道に、ひとつずつ、目の前のできることを真剣に取り組み、皆様のお役に立てるよう努力して参ります。本年もご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。 山本 幸子

あけましておめでとうございます。今年は社会人2年目になります。少しでも皆様方や先輩方のお役に参りますよう、干支の丑のように慎重・確実を目標にしっかりと前を向いて努力を惜みず精進して参ります。どうぞ本年もよろしくお願い致します。 寺元 星里音

あけましておめでとうございます。昨年からの、日々の生活様式に制限が来ていますがギュウと頭を絞る、何が出来るか、どうして行けば良いかを前向きに、考えて行動してゆきたいと思ひます。本年もよろしくお願い申し上げます。 三宅 佐知子

昨年は公私ともにいろいろな出来事が重なり、心が落ち着かない1年でした。しばらくは、不安な日々が続きそうですが、どんな時にも冷静な行動ができる自分でありたいと思ひます。このような時代だからこそ、お客様のお役に立てるよう、心を込めてお仕事をさせていただきます。 山崎 亜紀

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年は、健康に安心して日々の生活を送ることのできるありがたさを痛感する一年でした。皆様のお力になれるようそして、今年はケガのないよう努めて参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。 平松 和美

あけましておめでとうございます。旧年中は皆様にご大変お世話になりました。昨年9月から育休を終えこんなご時世ですが、職場に復帰することが出来ました。ありがとございます。大分慣れは参りましたが、子どもの相手をしていると身体への衰えを感じる今日この頃です。今年は個人的な目標として体力作りを頑張り参ります。お仕事についても皆様のお力になれるよう精進して参ります。今後ともご指導、ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い致します。 三宅 芙見子

あけましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染拡大がまだまだ油断できない年明けとなりました。引き続き3密を避けながらの生活になると思ひますが、お客様との関係は「密」に、少しでもお客様のお力になれるよう精一杯頑張り参りますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。 宮田 裕子

昨年は長期にわたりお休みを頂く事となり、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけし申し訳ございませんでした。お客様をはじめスタッフや家族の優しさに本当に感謝しております。本年は心新たに、身体に気を付けると共に、変わりゆく世の中に対応できる人間になれるよう頑張つてまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。 山本 武史

あけましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルスの流行に伴い、様々な変化が訪れた一年でした。今年は感染が収まり、以前のようにイベント・旅行に楽しく参加できる日が来るのを願っています。お客様のお力になれるよう努めて参りますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。 河本 朝香

令和2年12月10日に自由民主党及び公明党より令和3年度税制改正大綱が発表されました。その中で影響する可能性の高いものを抜粋して紹介いたします。なお、税制改正大綱ですので、来年3月の閣議決定がなされるまでは変更の可能性がございます事をご承知おきください。

#### 法人税

#### 所得拡大税制

継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額が1.5%以上増加という要件に見直した上で2年延長する。

#### 所得税

#### 1. 住宅ローン控除等

消費税率10%への引上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の特例を延長し、新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、それ以外は令和2年12月から令和3年11月末までに契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。

また、延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者については床面積40㎡から50㎡までの住宅も対象とする特例措置を講ずる。所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

#### 2. 退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の方での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。(令和4年分の所得税から適用するとされています)

#### 贈与税

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)に引き下げる。

	現行	改正案
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円